

改正個人情報保護法の全体像と実務対応

～個人情報の「保護」と「利活用」はどう変わるのか～

講師

個人情報保護委員会 事務局 参事官補佐 城戸 賢仁 氏
森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業 パートナー弁護士 岡田 淳 氏

日時 2026 年 1 0 月 1 4 日 (水) 午後 2 時～ 5 時
受講方法 会場受講／ライブ配信／アーカイブ配信(2 週間、何度でもご視聴可)
会場 紀尾井フォーラム 東京都千代田区紀尾井町4-1 ニューオータニガーデンコート1F

I. 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和 8 年改正)の概要

城戸 賢仁 氏【14:00～15:25】

令和 8 年 7 月 10 日、第 221 回国会(特別会)において、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」(令和 8 年法律第 56 号)が成立し、同月 17 日に公布されました。今回の法改正は、「いわゆる 3 年ごと見直し」として行われる 2 度目の法改正(見直し)ですが、改正項目は多岐にわたり、また、改正の趣旨も改正項目によって様々であるため、全体の理解は容易ではありません。

本講演では、改正法の立案担当者が、各改正項目の趣旨や規律内容のポイントを解説するとともに、改正法の施行に向けた個人情報保護法委員会の今後の取組等について説明します。

- | | |
|-------------------------|---------------------------------------|
| 1. 改正法成立までの経緯 | 5. 改正内容④
(規律遵守の実効性確保のための規律) |
| 2. 改正内容①(適正なデータ利活用の推進) | 6. 改正法の施行に向けて
(政令・規則・ガイドラインの検討状況等) |
| 3. 改正内容②(リスクに適切に対応した規律) | 7. 質疑応答／名刺交換 |
| 4. 改正内容③(不適正利用等防止) | |

II. 改正法の施行に向けた実務対応のポイント

岡田 淳 氏【15:35～17:00】

今回の個人情報保護法改正には、AI 開発をはじめとする統計におけるデータ利活用のための特例、子供の個人情報の取扱い、課徴金制度の導入などを含め、個人情報の保護及び利活用について、実務的な影響が大きいと思われる改正事項が多く含まれています。

本講演では、改正法に関する実務的な論点を概観した上で、今後の全面施行に向けたタイムラインや実務的な To Do を整理しつつ、事業者として留意すべきポイントを説明します。

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| 1. 改正法に基づく実務対応の全体的な視点 | 5. 各論④:その他の個別論点 |
| 2. 各論①:統計特例と AI | 6. 全面施行に向けたタイムラインと To Do |
| 3. 各論②:子供の個人情報等の取扱い | 7. 質疑応答／名刺交換 |
| 4. 各論③:課徴金 | |

PROFILE 城戸 賢仁(きど けんじ)氏

2019 年 3 月 京都大学法科大学院修了。2021 年 1 月 森・濱田松本法律事務所入所。2023 年 4 月より現職。

PROFILE 岡田 淳(おかだ あつし)氏

2001 年 東京大学法学部卒業。2027 年 ハーバード大学ロースクール卒業。個人情報保護委員会「個人情報保護政策に関する懇談会」、内閣府「AI 戦略専門調査会」、デジタル行財政改革会議「データ利活用制度・システム検討会」等の委員を歴任。近著として、『個人情報保護法』(商事法務、2024 年)等。

